

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、愛知学院大学学則（以下「大学学則」という。）第37条及び愛知学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条、第13条に基づき、愛知学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学士、修士及び博士に附記する専攻分野名は、別表1—1、1—2、1—3に定める名称を附記するものとする。

(大学名の附記)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第2章 学士学位

(学士学位授与の要件)

第5条 学士学位は、大学学則第8条第2項に規定する単位を満たした者に授与する。

(学士学位の授与)

第6条 学士学位の授与は、それぞれ各学部の議を経たうえ、代表教授会の議を経て、学長が決定する。

2 学長は、前項の決定に基づいて学士学位を授与し、別記様式(1)により学位記を授与して、これを証明する。

第3章 修士学位

(修士学位授与の要件)

第7条 修士学位は、大学院学則第13条第1項及び2項に規定する修了要件を満たした者に授与する。

(授与申請)

第8条 修士学位を申請する者は、論文・課題提出用紙に修士学位申請論文又は大学院学則第13条第2項に規定する研究の成果（以下「修士論文」という。）を添えて、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文を提出し得る期間は、博士前期課程又は修士課程入学後4年以内とし、在学中に提出するものとする。

(修士学位の授与)

第9条 修士学位の授与の決定は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を必要とするものとする。

2 学長は、前項の決定にもとづいて修士学位を授与し、別記様式(2)により学位記を授与して、これを証明する。

第4章 博士学位

(博士学位授与の要件)

第10条 博士学位は、大学院学則第13条第3項及び4項に規定する修了要件を満たし、かつ、博士学位申請論文（以下「博士論文」という。）を提出した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士論文を提出して、本学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ、前項の同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

(授与申請)

第11条 博士学位の授与を申請する者は次の各号のいずれかによる。

(1) 前条第1項による者にあつては、博士論文及び別に定める関係書類を添えて学長に申請する。

(2) 前条第2項による者にあつては、博士論文及び別に定める関係書類に別表2に定める論文審査料を添えて学長に申請する。

2 前条第2項による者にあつて、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、

教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで、博士学位の授与を申請するときも前項第2号の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を免除することができる。

(博士論文)

第12条 前条第1項の規定により提出する博士論文は、1篇とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第13条 第11条第1項第1号により、博士学位の申請があったときは、研究科長は、当該研究科委員会の議を経てこれを受理する。

2 第11条第1項第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に応じて、当該研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および論文審査手数料の返付)

第14条 受理した博士論文および論文審査手数料は、返付しない。

(審査委員会)

第15条 第13条の規定により、論文の審査を委嘱された研究科委員会は、研究科の委員3名以上の審査委員会を設ける。

2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科の委員その他の者を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(博士論文の審査、試験又は学力の確認)

第16条 審査委員会は、博士論文の審査とともに論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は学力の確認を行う。

2 前項の最終試験方法は口述又は筆記とする。

3 第10条第2項の規定により博士の学位を請求する者については、学力の確認を行うため、口述及び筆記による試問(外国語2種類を含む。)を行う。

(学力確認の特例)

第17条 第11条第2項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第18条 審査委員会は、第11条第1項又は第2項の規定により博士論文が受理された日から1年以内に、論文の審査並びに試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第19条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちに審査の要旨とその結果を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第20条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、休職又は海外出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、無記名投票により出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第21条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員会の科長は、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果及び学力の確認の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士学位の授与)

第22条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、別記様式(3)、(4)に定める様式により学位記を授与し、これを証明する。学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第23条 本学は、博士学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を、愛知学院大学機関リポジトリを利用してインターネット公表する。

(博士論文の公表)

第24条 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士論文の全文を、愛知学院大学機関リポジトリを利用してインターネット公表しなければならない。ただし、インターネットの利用により既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 学位授与後に博士論文を公表する場合には、愛知学院大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(博士学位授与の報告)

第25条 学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(記録の保管)

第26条 大学は博士の学位を授与したときは、必要事項を記録した論文等審査報告書を作成し、これを保管するものとする。

第5章 学位の取消

(学位授与の取消)

第27条 学士、修士または博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は学士にあっては代表教授会、修士、博士にあっては研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、休職又は海外出張のために出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

第6章 その他

(修士論文及び博士論文の保管)

第28条 修士論文及び博士論文は、別に定めるところにより、本学に保管する。

(博士論文の登録)

第29条 博士論文は、論文全文データを愛知学院大学機関リポジトリに登録する。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、各研究科で定める。

(規則の改正)

第31条 この規則の改正は、学士にあっては代表教授会、修士または博士にあっては大学院委員会において行う。

附 則

本規則は、昭和47年2月4日から施行する。

この改正は、昭和47年5月19日から施行する。

この改正は、昭和49年7月5日から施行する。

この改正は、昭和51年12月10日から施行する。

この改正は、昭和55年3月21日から施行する。

この改正は、平成3年7月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

この改正は、平成25年4月1日から施行する。
 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式 学位記の様式

別表1 専攻分野の名称（第3条関連）

1 学士学位

学部	学科	附記する専攻分野
文 (Faculty of Letters)	宗教文化 (Department of Religious Culture)	文学 (Bachelor of Arts in Religious Culture)
	歴史 (Department of History)	文学 (Bachelor of Arts in History)
	英語英米文化 (Department of English Language and Cultures)	文学 (Bachelor of Arts in English Language and Cultures)
	日本文化 (Department of Japanese Culture)	文学 (Bachelor of Arts in Japanese Culture)
	グローバル英語 (Department of Global English)	文学 (Bachelor of Arts in Global English)
商 (Faculty of Business and Commerce)	商 (Department of Commerce)	商学 (Bachelor of Arts in Business and Commerce)
経営 (Faculty of Management)	経営 (Department of Management)	経営学 (Bachelor of Business Administration)
経済 (Faculty of Economics)	経済 (Department of Economics)	経済学 (Bachelor of Arts in Economics)
法 (Faculty of Law)	法律 (Department of Law)	法学 (Bachelor of Laws)
	現代社会法 (Department of Law and Contemporary Society)	
総合政策 (Faculty of Policy Studies)	総合政策 (Department of Policy Studies)	総合政策学 (Bachelor of Policy Studies)
健康科学 (Faculty of Health Sciences)	健康科学 (Department of Health Sciences)	健康科学 (Bachelor of Health Sciences)
	健康栄養 (Department of Health and Nutritional Sciences)	
心身科学 (Faculty of Psychological and Physical Science)	心理 (Department of Psychology)	心身科学 (Bachelor of Psychological and Physical Science)
	健康科学 (Department of Health Sciences)	
	健康栄養 (Department of Health and	

	Nutritional Sciences)	
心理 (Faculty of Psychology)	心理 (Department of Psychology)	心理学 (Bachelor of Psychology)
薬 (School of Pharmacy)	医療薬 (Department of Pharmaceutical Health Care and Science)	薬学 (Bachelor of Pharmacy)
歯 (School of Dentistry)	歯 (Department of Dentistry)	歯学 (Bachelor of Dental Science)

2 修士学位

研究科	専攻	附記する専攻分野
文学 (Graduate School of Letters)	宗教学仏教学 (Buddhist and Religious Studies)	文学 (Master of Arts in Buddhist and Religious Studies)
	歴史学 (History)	文学 (Master of Arts in History)
	英語圏文化 (Studies of English Speaking Cultures)	文学 (Master of Arts in English Speaking Cultures)
	日本文化 (Studies of Japanese Culture)	文学 (Master of Arts in Japanese Culture)
心身科学 (Graduate School of Psychological and Physical Science)	心理学 (Psychology)	心理学 (Master of Arts in Psychology)
	健康科学 (Health Sciences)	健康科学 (Master of Health Sciences)
商学 (Graduate School of Business and Commerce)	商学 (Business and Commerce)	商学 (Master of Arts in Business and Commerce)
経営学 (Graduate School of Management)	経営学 (Management)	経営学 (Master of Business Administration)
経済学 (Graduate School of Economics)	経済学 (Economics)	経済学 (Master of Economics)
法学 (Graduate School of Law)	法律学 (Law)	法学 (Master of Laws)
総合政策 (Graduate School of Policy Studies)	総合政策 (Policy Studies)	総合政策 (Master of Policy Studies)

3 博士学位

研究科	専攻	附記する専攻分野
文学 (Graduate School of Letters)	宗教学仏教学 (Buddhist and Religious Studies)	文学 (Doctor of Philosophy in Buddhist and Religious Studies)
	歴史学 (History)	文学 (Doctor of Philosophy in History)
	英語圏文化 (Studies of English Speaking Cultures)	文学 (Doctor of Philosophy in English Speaking Cultures)
	日本文化 (Studies of Japanese Culture)	文学 (Doctor of Philosophy in Japanese Culture)

心身科学 (Graduate School of Psychological and Physical Science)	心理学 (Psychology)	心理学 (Doctor of Philosophy in Psychology)
	健康科学 (Health Sciences)	健康科学 (Doctor of Philosophy in Health Sciences)
商学 (Graduate School of Business and Commerce)	商学 (Business and Commerce)	商学 (Doctor of Philosophy in Business and Commerce)
経営学 (Graduate School of Management)	経営学 (Management)	経営学 (Doctor of Business Administration)
法学 (Graduate School of Law)	法律学 (Law)	法学 (Doctor of Laws)
総合政策 (Graduate School of Policy Studies)	総合政策 (Policy Studies)	総合政策 (Doctor of Policy Studies)
薬学 (Graduate School of Pharmacy)	医療薬学 (Pharmacy)	薬学 (Doctor of Philosophy in Pharmacy)
歯学 (Graduate School of Dentistry)		歯学 (Doctor of Philosophy in Dental Science)

別表1に係る英語表記は、令和4年度以前の入学者ならびに学位を授与された者についても適用する。

別表 2 論文審査手数料（第11条関連）

学位授与申請者の内訳		手数料
本学大学院満期退学の場合	退学1年未満	無料
	退学1年以降	10万円
第11条第1項第2号によるもの（論文博士）	学外者	30万円
	本学の専任教員	10万円
	歯学部専攻生・研究生	20万円